

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令案参照条文

○道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（登録事項等証明書）

第二十二條 何人も、国土交通大臣に対し、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている事項を証明した書面（以下「登録事項等証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 前項の規定により登録事項等証明書の交付を請求する者は、国土交通省令で定めるところにより、第二十二條第一項の規定による手数料のほか送付に要する費用を納付して、その送付を請求することができる。

（手数料の納付）

第二百二條 次に掲げる者（国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該独立行政法人の業務の内容その他の事情を勘案して政令で定めるものに限る。）を除く。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（第四号又は第九号から第十一号までに掲げる者が協会にその申請をする場合には、協会）に納めなければならない。

- 一 新規登録を申請する者
- 二 変更登録、移転登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者
- 三 第十八條の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者（第十五條の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。）
- 四 輸出予定届出証明書の交付を申請する者
- 五 地方運輸局長が行う臨時運行の許可を申請する者
- 六 回送運行許可証の交付を申請する者
- 七 登録事項等証明書の交付を請求する者
- 八 自動車整備士の技能検定を申請する者
- 九 新規検査、継続検査、構造等変更検査又は予備検査を申請する者
- 十 自動車検査証返納証明書又は第七十二條の三の規定による証明書の交付を申請する者
- 十一 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者

- 十二 自動車又は特定装置の型式について指定を申請する者
  - 十三 指定自動車整備事業の指定を申請する者
- 2) 4 (略)

○道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（抄）

（登録の有効期間）

第十一条 法第九十六条の五第一項の政令で定める期間は、五年とする。

附 則

- 1 この政令は、昭和二十六年七月一日から施行する。
- 2 地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。  
第六十九條第六号中「及び道路運送法」を「並びに道路運送法及び道路運送車両法」に改める。

○道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）（抄）

手数料を納付すべき者	金額
一 新規登録を申請する者	一両につき七百円
二 変更登録、輸出抹消仮登録又は一時抹消登録を申請する者	一両につき三百五十円
三 移転登録を申請する者	一両につき五百円

<p>四 法第十五条の二第五項又は第十六条第八項の規定による一時抹消登録証明書の交付を受ける者</p>	<p>一両につき三百五十円</p>
<p>五 輸出予定届出証明書の交付を申請する者</p>	<p>一両につき三百五十円</p>
<p>六 運輸監理部長又は運輸支局長が行う臨時運行の許可を申請する者</p>	<p>一両につき七百五十円</p>
<p>七 回送運行許可証の交付を申請する者</p>	<p>一枚につき次に掲げる金額</p> <p>一 有効期間が一月以内の許可証 二千五十円</p> <p>二 有効期間が一月を超え二月以内の許可証 四千百円</p> <p>三 有効期間が二月を超え三月以内の許可証 六千百円</p> <p>四 有効期間が三月を超え四月以内の許可証 八千二百円</p> <p>五 有効期間が四月を超え五月以内の許可証 一万二百円</p> <p>六 有効期間が五月を超え六月以内の許可証 一万二千三百円</p> <p>七 有効期間が六月を超え七月以内の許可証 一万四千三百円</p> <p>八 有効期間が七月を超え八月以内の許可証 一万六千四百円</p> <p>九 有効期間が八月を超え九月以内の許可証 一万八千四百円</p> <p>十 有効期間が九月を超え十月以内の許可証 二万五百円</p> <p>十一 有効期間が十月を超え十一月以内の許可証 二万二千五百円</p> <p>十二 有効期間が十一月を超え一年以内の許可証 二万四千六百円</p>
<p>八 登録事項等証明書の交付を請求する者</p>	<p>一 自動車一両ごとに作成する証明書</p> <p>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に</p>

	<p>係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p>
<p>九 自動車整備士の技能検定を申請する者</p>	<p>一件につき七千二百円（学科試験及び実技試験の全部の免除を受ける者については、二千四百五十円）</p>
<p>十 新規検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 完成検査終了証の提出（法第五十九条第四項において準用する法第七条第四項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車、一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の提出とともに保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>

<p>十一 継続検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 保安基準適合証の提出（法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車並びに限定自動車検査証の提出及び限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がある自動車 千二百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出（法第九十四条の五の二第五項において準用する法第九十四条の五第九項の規定による申請書への記載をもつて提出に代える場合を含む。）がない自動車に限る。） 千二百円</p> <p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>
<p>十二 構造等変更検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>二 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>
<p>十三 予備検査を申請する者</p>	<p>一両につき次に掲げる金額</p> <p>一 一時抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書とともに保安基準適合証の提出がある自動車並びに限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の提出がある自動車 千二百円</p> <p>二 限定自動車検査証の提出がある自動車（限定保安基準適合証の提出がない自動車に限る。） 千二百円</p>

	<p>三 その他の自動車</p> <p>イ 小型自動車及び検査対象軽自動車 千四百円</p> <p>ロ 小型自動車及び検査対象軽自動車以外の自動車 千五百円</p>
<p>十四 自動車検査証返納証明書の交付を申請する者</p>	<p>一件につき三百五十円</p>
<p>十五 法第七十二条の三の規定による証明書の交付を請求する者</p>	<p>一 自動車一両ごとに作成する証明書</p> <p>イ 現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一件につき三百円</p> <p>ロ 現在記録ファイル及び保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの 一件につき千円（保存記録ファイルに記録されている事項に係るものの枚数が一枚を超える場合にあつては、千円にその超える枚数一枚ごとに三百円を加算した額）</p> <p>二 三十両以下の自動車について一括して作成する証明書で現在記録ファイルに記録されている事項のみに係るもの 一枚につき四百円</p>
<p>十六 自動車検査証、臨時検査合格標章、検査標章、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付を申請する者</p>	<p>一件につき 三百円</p>
<p>十七 自動車の型式について指定を申請する者</p>	<p>一件につき次に掲げる金額</p> <p>一 その型式について法第七十五条の二第一項の指定を受けた特定装置（同条第七項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされるものを含む。以下「指定特定装置」という。）を取り付けた自動車 四十二万円から、二万六千円に指定特定装置の種類数を乗じて得た額を減じた額</p>

十八 特定装置の型式について指定を申請する者	二 その他の自動車 四十二万円 一件につき五万円
十九 指定自動車整備事業の指定を申請する者	一件につき 二万九千円

○道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）（抄）

（道路運送車両法の一部改正）

第二条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第二十二条の見出しを「（登録事項等証明書等）」に改め、同条に次の四項を加える。

3 第九十六条の十五から第九十六条の十七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録情報提供機関」という。）は、登録事項その他の自動車登録ファイルに記録されている情報（以下「登録情報」という。）の電気通信回線による提供を受けようとする者の委託を受けて、その者に対し、国土交通大臣から提供を受けた登録情報を電気通信回線を使用して送信する業務（以下「情報提供業務」という。）を行うため、国土交通大臣に対し、当該委託に係る登録情報の提供を電気通信回線を使用して請求することができる。

4 国土交通大臣又は登録情報提供機関は、第一項の規定による請求をする者又は前項の委託をする者について、国土交通省令で定める方法により本人であることの確認を行うものとする。

5 第一項及び第三項の規定による請求は、請求の事由又は請求に係る委託の事由その他国土交通省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自動車の所有者が当該自動車について第一項の規定による請求をする場合その他の国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

6 国土交通大臣は、第一項の規定による請求若しくは第三項の委託が不当な目的によることが明らかなき又は第一項の登録事項等証明書の交

付若しくは第三項の登録情報の提供により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあることその他の第一項又は第三項の規定による請求を拒むに足りる相当な理由があると認めるときは、当該請求を拒むことができる。

(略)

第六章の二の次に次の一章を加える。

第六章の三 登録情報提供機関

(略)

(登録の更新)

第九十六条の十八 登録は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 (略)

(略)

第二百二条第一項中「限る」の下に「。第八号において同じ」を加え、「第九号から第十一号まで」を「第十号から第十二号まで」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 第十八条の二の規定による登録識別情報の通知を受ける者(第十五条の二第五項の一時抹消登録に係るものに限る。)

第二百二条第一項中第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 第二十二条第三項の規定による請求(国又は独立行政法人の委託に係るものを除く。)に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関  
(略)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)

三 第二条中道路運送車両法の目次の改正規定、同法第二十二條の見出しの改正規定及び同條に四項を加える改正規定、同法第九十六条の四第一項の改正規定、同法第六章の二の次に一章を加える改正規定、同法第百條第一項の改正規定、同法第百二條第一項及び第二項の改正規定(同條第一項第三号の改正規定を除く。)、同法第百七條第七号の改正規定、同法第百十條第一項の改正規定(同項第三号中「第九十六条の九」の下

に「(第九十六条の十九において準用する場合を含む。)」を加える部分及び同項第十号に係る部分に限る。」並びに同法第百十三条の改正規定並びに附則第十六条及び第二十六条(登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第一第百二十四号の改正規定に限る。)の規定公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 (略)

(略)

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。